

村上市妊産婦のための交通費及び宿泊費支援事業

安全・安心な出産ができるよう支援するとともに、経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診・分娩・産婦健診に係る交通費・宿泊費を助成します。



対象者

- ①市内に住所を有し、令和6年11月14日以降に妊娠の届出をした妊産婦
 - ②市内に住所を有し、村上総合病院の分娩休止に伴い、他の分娩取扱施設に転院した妊産婦
- ※他市に里帰りして出産する場合は対象外

交通費支援

原則妊娠20週後の妊婦健診、分娩、産婦健診で、施設へ移動するための往復分の交通費を助成します。

- ・自家用車の場合
1回につき自宅から分娩取扱施設までの往復距離数km×25円
(高速道路を利用した場合は、その実費額を加算)
※自宅から分娩施設までの距離は市で確認させていただきます。



- ・路線バスと鉄道を利用した場合は実費額

宿泊費支援

出産入院前に、交通費の対象となる分娩取扱施設の近隣の宿泊施設での前泊が必要な場合、宿泊費(実費額)を助成します。(1泊19,000円上限あり)

- ※付添人1人の宿泊代も対象
- ※最大14泊分助成

【注意事項】

- 高速料金・公共交通機関の利用・宿泊費を申請する場合は、利用したことを証明できる領収書などが必要となりますので、保管しておいてください。
なお、書面での保管が困難な場合は、写真などで記録に残しておいてください。
- 交通費・宿泊費は、産婦健診終了後6か月以内に申請してください。

【問い合わせ先】

村上市	保健医療課	健康サポート室	53-3364
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	62-3104
神林支所	地域振興課	地域福祉室	66-6113
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	72-6887
山北支所	地域振興課	地域福祉室	77-3113